

大学運営の方針

本学は、理念・目的及びそれに基づく大学の中長期計画を実現するため、次のとおり大学運営に関する方針を定める。

【運営体制】

- ・学長のもとに、大学の運営における意思決定の補佐を目的として学長室会議を設置するとともに、教学に関する全学的な方針の策定を目的として教学改革マネジメント会議を設置し、教授会・委員会等との連携を図る。また、学長の命を受けて校務をつかさどる副学長を置き、必要に応じて学長特別補佐を置く。教育研究等の質の保証及び向上に取り組むため、自己点検・評価委員会のもとで自己点検・評価を行う。

【法人との連携】

- ・法人と大学との円滑かつ良好な関係を維持・発展させるため、理事長、理事、学長、副学長、研究科長、学部長及び大学事務局長で将来戦略会議を組織し、定期的に協議を行う。予算編成は、理事長、法人常務理事と大学執行部が合議で行う。

【事務組織】

- ・学長のもとに事務組織を編成し、分掌を定めて大学の円滑な運営を図る。職員人事システムを構築し、人材育成と組織力の向上を進め、SD（スタッフ・ディベロップメント）を推進する。また、内部監査等により業務遂行の適正化、効率化及び業務に関する意識の向上を図る。

【事業計画・報告】

- ・法人の中長期事業計画及び大学の中長期計画、将来構想のもとで、事業計画を立てて公表する。事業内容及び予算執行の中間点検を経て、毎年度の結果を事業報告書としてまとめて公表する。

【財務】

- ・教育研究活動を安定して遂行する財務基盤を確立するために中長期事業計画を策定し、それに基づく予算管理及び予算執行を行う。